

写

平成29年11月10日

新潟市長 篠田 昭 様

新潟市特別職報酬等審議
会長 古川 兵 衛



特別職の報酬等の額について（答申）

平成29年10月23日に諮問のあった市長、副市長並びに議員の報酬等の額については、慎重に審議した結果、次のとおり決定したので答申します。

報酬等の額は、据え置くことが適当である。

（説明）

新潟市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により諮問のあった現行の市長、副市長並びに議員の報酬等の額の適否について、新潟市給与条例に規定する俸給表の改定内容、他の政令指定都市などの特別職の報酬等の改定状況、新潟市の特別職報酬等の改定経緯、国家公務員の給与の状況、並びに新潟市の財政状況、消費者物価指数等の資料を参考に慎重に審議を行った。

委員からは、一般職と同様に、俸給・報酬月額を引下げ、期末手当は引上げをし、総じて引上げとなるようにすべき、俸給・報酬月額は据え置き、期末手当を引上げるべき、俸給・報酬月額及び期末手当ともに据え置くべき等の意見があった。

最終的には、市民としては、景気がよいという実感はなく、さらに市の財政状況が厳しい中で、引上げとなると市民から理解が得られないのではないかということ、特別職の報酬は、労働の対価とする一般職の給料とは違い、特段の事情がない限り安定的であるべきということ、人事委員会勧告における一般職給与の引上幅がわずかであること、等を勘案すると、改定する理由を見出すことは難しいとの意見で一致し、据え置きとすることが妥当との結論に至った。